

## 入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申し込みに対しては、別に定める入会基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認のうえ、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

### (会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第15条により社員総会の議を経て別に定める正会員会費規程による。

### (退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

2 会員が退会した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。定款第10条の定めにより会員資格を失った場合も同様とする。

### (再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申し込みに際しては、第2条に定める基準により理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。ま

た、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要なことは別に定める。
- 2 この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(平成 22 年 3 月第 4 回理事会にて改定)

### 全衛連正会員入会基準

- 1 労働安全衛生法に定める健康診断の実施及び事業場の産業保健向上のための支援活動等を実施する機関であること。
- 2 良質な健康診断、労働衛生サービスを提供するために必要な外部認証等を取得している機関であること。
- 3 全衛連の目的・趣旨に賛同し、全衛連業務実践綱領を遵守し、事業運営の方針が健全であると認められる機関であること。

制定 昭和 47 年 4 月 1 日

改定 昭和 53 年 5 月 22 日

改定 昭和 63 年 12 月 1 日

改定 平成 22 年 3 月 9 日

## 正会員会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の定款第6条第1項1号の規定の基づき、正会員となった者の会費について定める。

第2条 正会員の年会費の額は、当該機関の前々年度における事業収入の総額に応じて次のとおりとする。

なお、事業収入の総額とは、職域・地域・学校等を対象にした各種健康診断・検査（がん検診、特定健康診査・特定保健指導、人間ドックを含む。）及び作業環境測定による事業収入をいう。

5億円未満の場合は40万円

5億円を超え10億円未満の場合は50万円

10億円を超え15億円未満の場合は60万円

15億円を超え40億円未満の場合は80万円、

40億円以上の場合は100万円

第3条 年度中途に正会員になったものの当該年度の会費額は、前条の額の月割額に相当する額とする。

第4条 正会員会費は、毎年度6月末までに会費を全額納付するものとする。

ただし、特別の事情があると理事会が認めた場合には、これを分割し、あるいは延長して納付することができることとする。

2 年度の途中に正会員となったものの納付期日は、事務局の指定する日とする。

第5条 新規正会員は、入会金として20万円を納入するものとする。

第6条 この規程は、総会の議を経なければ改正することができないものとする。

付則 この規程は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する